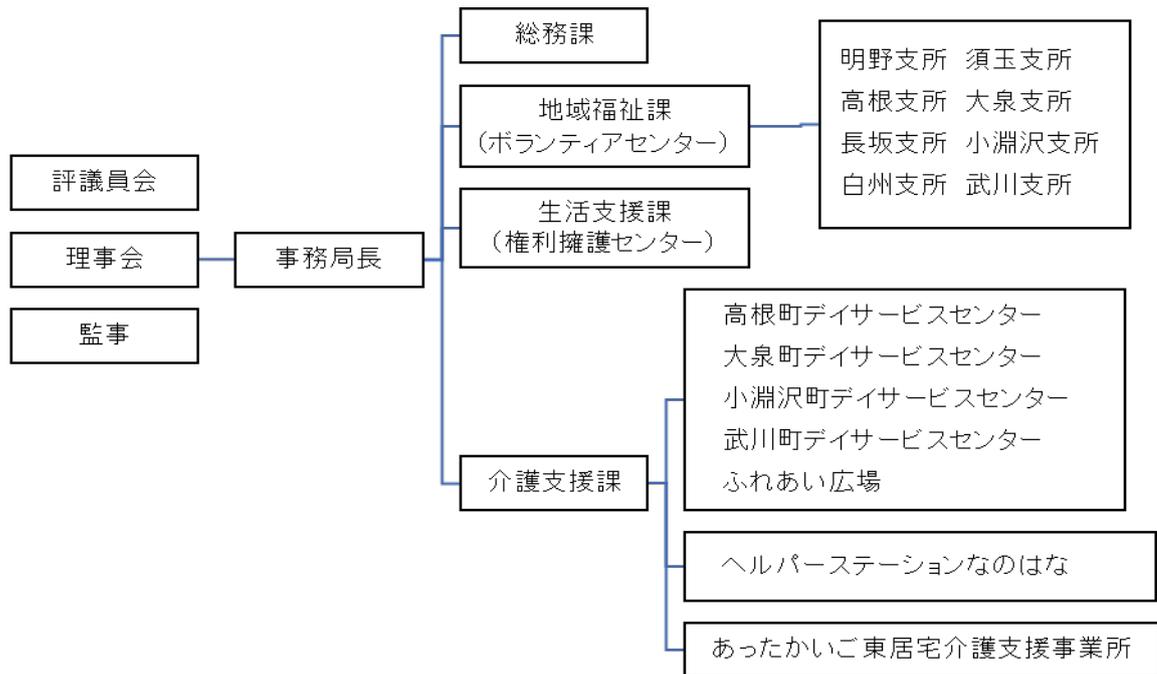


令和4年度

北杜市社会福祉協議会事業計画

社会福祉法人 北杜市社会福祉協議会

■北杜市社会福祉協議会組織図



■基本方針

ここ近年、少子高齢化がさらに加速し、人口減少社会が本格化するなど、社会環境は大きく変化しています。このような社会の変化は、2040年に向けてさらに加速化することが予想され、国の経済、財政等に与える影響が懸念されるなか、社会保障・社会福祉のあり方についても、さらなる変革が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの社会・経済活動が停滞し、高齢者等の孤立、減収・失業による生活困窮状態にある世帯の増加等の新たな課題が発生しています。地域に於いては見守り活動や通いの場などの地域福祉活動やボランティア活動は、休止や延期等の活動自粛を余儀なくされ「人とのつながり」の希薄化が懸念されています。このような状況下において、つながりが途切れることなく、互いの暮らしを気に掛け合いながら、支え合える場所や訪問活動を続けていくためには、感染症との共存（ウィズコロナ）に対応した地域活動を継続的に実施していくことが重要です。

令和4年度に於いても、地域の支え合いの体制づくりの柱として「生活支援体制整備事業」を、地域の住民や各種団体、ボランティア、各関係機関など様々な人々と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目標に、住民が主体的に取り組む地域共生社会の構築に向け「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」が中心となり推進します。

そして、住み慣れた地域で生きがいを持って生活を送れるよう“身近な居場所づくり”として各地で展開してきた、ふれあいいいききサロンについても、感染対策を講じた内容や代替的な方法を取り入れるなど「人とのつながり」が絶えることのないよう継続的に取り組みます。

コロナ禍の長期化により、様々な地域生活課題が複雑化・複合化しており、さまざまな生きづらさ、暮らしづらさを抱える人が急増しています。相談支援の強化を図るとともに、生活福祉資金の貸付、家計改善、食料支援などを通じ対応していきます。

また、成年後見制度利用促進における中核機関として「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築に積極的に参画し、市や各関係機関と連携するなかで制度の相談や広報啓発、市民後見人の養成・支援など取り組んでいきます。

介護保険事業においては、住み慣れた地域で安心して在宅生活が維持できるよう、質の高いサービスの提供に努めてまいります。社協の使命を全うする事業運営を、継続的かつ安定的に行っていくため、事業の効率化を図るとともに抜本的な事業経営の改善を図っていきます。

北杜市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する「中核的役割」を担う団体として、今後も住民一人ひとりの福祉ニーズに応える活動を積み重ねながら、誰もが安心して暮らしていける「福祉のまちづくり」を目指します。

事業実施計画

I 法人運営事業（総務課）

法人運営部門は、適切な法人運営や事業経営を行なうとともに、総合的な企画や各部門間の調整など法人全体の管理業務にあたります。

1 法人運営の基盤整備、経営体制の強化

- ①理事会・評議員会等の開催。
- ②経営会議、課長会議及び連絡調整会議の開催。
（各課及び事業所における事業等の進捗状況、課題検討等を行なう。）
- ③所轄庁への届出や法務に関する業務。
- ④社協会員制度や共同募金への協力を呼びかけ自主財源を確保する。

2 組織管理体制の確立

①法令遵守

規程等を整備し、法令遵守により組織を運営する。

②働きやすい職場環境の整備

職員が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方ができるよう、有給休暇、介護休暇、子の看護休暇等を取得出来る体制を整え、働きやすい職場環境を整備する。

③社会福祉充実財産の有効活用

社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産(控除対象財産)を控除した上で、再投下対象財産(社会福祉充実財産)を明確化する。

社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取り組みに有効活用する仕組みを構築する。

④福祉サービス利用者に対する権利保護の仕組み

第三者委員制度や苦情受付窓口などを整備し、サービス利用者の権利保護を充分に行なう。

⑤財務諸表や事業内容の情報公開

財務諸表や事業報告については、随時閲覧ができるよう対応するとともに、その概要について広報紙やホームページに掲載し、事業の透明性を図る。

⑥職員の資質向上への取り組み

職員の資質向上を目的とした計画的な研修受講を促進する。

⑦個人情報の保護

社協が持つ地域住民や福祉サービス利用者の個人情報について、法令に基づき適正に保護するとともに、職員に対して守秘義務を徹底し、業務に必要な最小限度の情報の収集に努める。

事業名	実施時期 (予定)	内容
1 理事会・評議員会の開催	6月・3月	定時理事会・定時評議員会の開催。
2 健康福祉大会の実施	10月	社協会長表彰、講演等、北杜市と共催で実施。
3 広報誌発行事業	4、7、10、1月	年4回発行。 社協事業に対する理解を深め、市民の福祉活動への参加を促進する。
4 ホームページの運営管理	通年	
5 社協会費（世帯会費・賛助会費）	通年	
6 赤い羽根募金 歳末たすけあい募金 （家庭募金・大口募金等）	10月～3月	各世帯及び企業等に協力依頼。
7 共同募金運動強化月間事業	10月	共同募金運動のPR活動として 長坂駅及び市内イベント等で街頭募金運動を行なう。
8 共同募金配分申請事務	4月～6月	市内福祉施設等からの配分申請の 受付、適正配分のための調査及び連絡調整
9 共同募金配分施設監査	8月	配分施設の監査
10 罹災世帯支援事業	通年	火事、天災等による家屋の破損状況に応じて災害見舞金を交付

Ⅱ 地域福祉事業（地域福祉課）

地域福祉部門は、住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりやコミュニティづくりなどを展開し、地域福祉推進の中核的な役割を果たします

1 地域福祉推進事業

誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、地域のさまざまな団体、機関、住民の参加協働により、地域福祉活動推進の中核的な役割を果たすとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら人と人とのつながりを支援していきます。

重点事業1 生活支援体制整備事業【市受託事業】

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために、既存の資源利用や必要と考えられる多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を、住民と社協の生活支援コーディネーターが共に考え、地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを行います。

本事業を、社協が目指す地域社会実現を可能とする重要事業と位置づけ、行政と協働しながら取り組んでいきます。

重点事業2 地域ささえあい推進事業（出前講座）

地域ささえあい推進事業は、「支えあいのまちづくり」に住民同士の協働が不可欠であることから、地域にあったシステムづくりの提唱を地域に出向いた講座形式で行います。生活支援体制整備事業についての説明を併せて行います。

重点事業3 ふれあいいいききサロン事業

家にこもりがちな高齢者や障がい者、昼間ひとりで育児をしている方などが交流し、仲間づくりをすすめる活動です。ふれあいの場づくりを支援するため、サロン運営のための情報提供や運営経費の一部を補助し、ふれあいいいききサロン事業を推進します。

新規事業

社協職場体験（インターンシップ） ～開かれた社協を目指して～

実際の業務や働く環境の体験を通じて、社会福祉協議会を知っていただく機会を設けるとともに、事業や地域福祉に対する理解を促進し、社会貢献や地域貢献につながるやりがいや、地域で暮らす方々と一緒に活動する楽しみや喜びを知ってもらいながら、『自分たちの地域』への関りを持つことで、地域の困りごとや気づきを感じてもらい、若い発想で第2層などへの参加を呼びかけます。

事業名	実施時期 (予定)	内容
1 ふれあいいきいきサロン事業	通年	重点目標に加え、本事業も6年目を迎えるにあたりアンケート調査を実施し、現在のサロンの様子や苦勞している点、地域の困りごとなどを把握し、より充実した内容で開催出来るよう情報提供を行なう。また、地域の困りごとにも把握出来、第2層・3層協議体へニーズ把握や情報提供を行なう。
2 生活支援体制整備事業 【市受託事業】	通年	重点目標に加え、高齢者の日常生活上の支援の必要性が高まる中、必要なサービスや地域のキーパーソンとなる方々等を把握できるよう、民生委員児童委員の皆様の協力をいただきながら、アンケート調査を行なう。
3 お楽しみ給食サービス事業 【市受託事業】	年5回	80歳以上のひとり暮らし高齢者が食の楽しみを通じ健康で健やかに生活できるよう、お楽しみ給食を年4回と栄養補助飲料等を年1回届ける。対象者約760名
4 歳末たすけあい事業の実施	12月	80歳以上ひとり暮らし高齢者や65歳以上の在宅要援護者等の激励訪問
5 地域見守り事業	通年	地域で安心して生活できるよう、見守りが必要な方など訪問による安否確認や早期発見、緊急時の迅速な対応、また、孤立の防止に向け、関係機関等と連携していく。学童生徒や高齢者等が事件や交通事故に遭わないよう、公用車で外出の際にゆるやかな見守りを行なう。
6 福祉用具・福祉車両の貸出事業	通年	移動が困難な方に車いすや福祉車両等を無料で貸出、日常生活の向上や社会参加の促進、家族介護の軽減等を図る。その他福祉用具や各種ゲーム類等の物品の貸し出しを行なう。
7 家族介護支援事業	奇数月 (第3木曜)	介護に関する知識と介護技術の習得及び介護者同士の交流のために実施。介護の相談や悩みなどを語り合うことでリフレッシュを図り、介護者の負担軽減につながる支援を行なう。
8 シニア生き生き講座 ・趣味をみつけよう！ ・簡単レクリエーション	6月～1月	高齢者の社会参加の場を提供し、フレイル予防、教養の向上のための講座を行なう。
9 ヤングマンパワーを活かそう	通年	学生等の居住地や出身地の困りごとを一緒に考え発掘し、個人や世帯が抱える課題を包括的に支援する地域づくりを考える機会を作り、若者の第2層・3層への参加の呼びかけを行なう。
10 地域委員会事業	通年	一人暮らし高齢者会食事業、地域福祉活動支援等

2 ボランティアセンター事業

(1) 普及啓発・相談機能の充実

ホームページや広報紙等により、ボランティア活動に関する情報提供を行ない、ボランティア活動全般の普及啓発、相談及びコーディネート強化を図ります。

- ・ボランティア登録
- ・ボランティア保険取扱事務
- ・ボランティアルームの貸出

(2) 研修・講座

ニーズに即したボランティア養成講座を実施します。市民を対象に各種研修を実施し、ボランティア活動の活性化を図ります。

(3) 福祉教育の推進

小・中・高等学校の児童・生徒及び市民を対象に、福祉への理解と関心を深めるために福祉教育活動を推進します。

事業名	実施時期 (予定)	内容
1 ボランティアのつどい	11月	ボランティアと社協による実行委員会形式で、内容の検討を行う中で感染症対策を講じながら開催。ボランティア相互の情報交換や親睦を促進し、活動の活性化等の機会とする。
2 ボランティアリーダー研修	7月	ボランティア活動や地域福祉活動に携わる人材の育成を行うと共に、生活支援体制整備事業と連携しながら「地域で支えあう仕組みづくり」を確立していく。
3 生活支援ボランティア養成講座	10月	
4 傾聴ボランティア養成講座	11月	
5 デイサービスボランティア養成講座	2月	
6 災害ボランティアセンター 設置運営訓練	8月～9月	
7 災害ボランティア養成・啓発事業	8月	
8 介護支援ボランティア事業 【市受託事業】	通年	高齢者自身の社会参加を通じ健康維持及び介護予防を推進することを目的とした事業。ボランティアの登録・研修会の開催・手帳の交付・評価ポイントの付与・評価ポイントの管理業務を行なう。

9 手話奉仕員養成講座 【市受託事業】	5月～12月	入門10回・基礎22回講座。全32回
10 ボランティア活動普及校助成事業	通 年	ボランティア活動及び福祉教育推進に係る事業に助成を行なう。
11 福祉ポスターの募集	5月～9月	小中学生を対象に、福祉やボランティアをテーマにしたポスターの募集を行ない、福祉への関心を深める。
12 ボランティア体験学習 福祉体験学習	通 年	小中高生を対象に福祉施設でボランティア体験を行ない、高齢者や障がいのある方への理解を深め、思いやりの心を育てる。
13 福祉講話	通 年	福祉教育プログラムを強化し、小中学生に向けた福祉講話を実施。

3 児童福祉事業

子どもを取り巻く環境の変化を見据えて、見守り活動や多様な人々との交流の機会、子どもの養育者への支援事業等を実施し、子どもの健やかな成長を地域全体で育みます。

事業名	実施時期 (予定)	内 容
1 子どもの遊び場整備事業	通 年	各地区が管理している広場等に設置された老朽化した遊具等を修繕、新設する際に補助金を交付する。
2 子育て広場事業	8月	市で開催するイベントにて、子育て中の親子のコミュニケーションを図る機会を設けるとともに、子育て情報の発信等を行なう。
3 出産お祝い品贈呈事業	通 年	出産を祝い、市内在住の保護者に紙おむつを贈呈する。

4 団体事務

それぞれの団体の自主性や自立的な運営体制の確立を目指しつつ、事務局として各種事業の実施及び連絡調整を行ないます。

- (1) 北杜市老人クラブ連合会事務局
- (2) 北杜市身体障害者福祉会事務局
- (3) 北杜市母子父子寡婦福祉連合会事務局

Ⅲ 生活支援事業（生活支援課）

生活支援部門は、地域での生活を継続できるよう相談支援、情報提供、連絡調整を行ない、各機関等と連携し総合的に支援します。

1 権利擁護センター事業

複合的な課題を抱える人を早期に発見し、地域での見守り体制の構築や関係機関との連携を強化し総合的に支援します。権利擁護に関する相談及び権利擁護に関する支援、成年後見制度の利用に関する相談等の支援及び権利擁護の普及啓発等を行ないます。

新規事業

北杜市成年後見制度中核機関【市受託事業】

権利擁護支援の地域連携ネットワークの核となる機関として、成年後見制度の広報・啓発、相談受付、利用促進、後見人等への支援を行ない、地域における権利擁護支援活動の推進成年後見制度の利用促進を図ります。

2 日常生活自立支援事業【県社協受託事業】

判断能力の不十分な方が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援を行ないます。その方の希望と状況に応じた支援計画を作成し、福祉サービスを利用するための手続きや日常的な金銭管理、書類の預かりサービス等を行ないます。

日々、困難な状況を抱えた方々の利用が増えており、きめ細やかな相談対応等が求められるため、定期的な研修を行ない資質の向上に努めるとともに、自立生活支援計画策定委員会に助言を求め適切な支援に繋げていきます。

3 法人後見事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の意思決定が困難な方の財産や権利を守るため法人として成年後見人等になり、法人後見事業運営委員会と連携しながら成年後見制度が必要な方の支援をいたします。

4 貸付事業

低所得者世帯などを対象に、それぞれの世帯の状況に応じた各種資金の貸付事業を行ない、世帯の生活の安定と経済的自立の支援に努めます。

事業名	実施時期	内容
1 山梨県生活福祉資金貸付事業 【県社協受託事業】	通 年	低所得者や障害者等の困窮者の生活再建に向けた貸付事業を行なう。
2 山梨県居室整備資金貸付事業 【県社協受託事業】	通 年	重度心身障がいのある人等を対象とした居室整備資金の貸付事業を行なう。
3 北杜市社会福祉金庫貸付事業	通 年	生活の維持が困難な方に生活意欲の助長と経済的自立に向けた貸付事業を行なう。

5 生活困窮者自立支援 家計改善支援事業 【市受託事業】

家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計再建に向けた意欲を引き出したうえで、家計管理に関する専門的な助言や指導を行い、生活の再生や自立を目指します。

事業名	実施時期 (予定)	内容
1 福祉総合相談事業	通 年	生活全般の様々な相談に応じ、問題解決のための助言や情報提供、また適切な専門機関に繋げるなど総合的な相談支援を行なう。また、より身近なところで相談に対応できるようCSWを配置している。
2 無料法律相談事業	4月・8月 12月除く	全9回。各月第3木曜日に実施。 多様化する生活課題に対応するために、弁護士による無料法律相談を市内数カ所で開催し、相談支援体制の充実を図る。
3 緊急食料支援事業	通 年	緊急かつ一時的に食料等の確保に困窮した世帯に対し、北杜市民の善意による食料品等を提供し、生活の維持に向けた支援を行なう。
4 あたたか年越し支援事業	12月	緊急食料支援事業を利用した世帯に対し、歳末に必要な食料品を提供することにより、安心してあたたかな年越しを迎えることができるよう支援するとともに、継続的に見守りを行なう。

IV 介護保険事業・障害福祉サービス（介護支援課）

住民主体の地域包括システムを支える、社協らしい介護サービス事業を展開します。

在宅福祉サービスを担う事業所として、高齢者や障がいのある方が要介護状態になっても住みなれた地域でいきいきと生活がおくれるよう、良質なサービスの提供を行ないます。

介護職員やヘルパー、介護支援専門員が持つアウトリーチ機能を有効に活用できるよう、社協内での連携を強化し、部門を横断した事例検討を実施します。

【基本方針】

高齢や障がい等により要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

【事業目標】

(1) 地域のニーズに即した事業の推進

- ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等他機関との情報共有、連携を密にし、地域のニーズに対応したサービスを柔軟に提供する。

(2) 在宅福祉サービスの特色を活かした、利用者個々のニーズに応じた事業の展開

- ・利用者一人ひとりのニーズ及び心身の状態を的確に把握し、地域での暮らしを支える支援を構築する。
- ・利用者の精神的ケアの充実と心身の機能の向上を図る。

(3) 経営基盤の安定化

- ・利用者のニーズを把握し、柔軟な対応を行うことで利用者増を図る。
- ・質のよいサービスの提供を行なうよう、技術の向上に努め、利用の促進を図る。

【実施事業】

① 通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業（5事業所）

- ・高根町デイサービスセンター
- ・大泉町デイサービスセンター
- ・小淵沢町デイサービスセンター
- ・武川町デイサービスセンター
- ・ふれあい広場（通所型サービスA）

② 訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業（1事業所、1出張所）

- ・ヘルパーステーションなのはな（長坂支所内）

- ・ヘルパーステーションなのはな サテライトたんぼぼ (社協本所内)

③ 居宅介護支援事業 (1事業所)

- ・あったかいご東居宅介護支援事業所 (社協本所内)

④ 障害福祉サービス

- ・移動支援サービス事業 (訪問介護)
- ・障害者福祉サービス事業 (")
- ・基準該当障害福祉サービス事業 (通所介護)

⑤ 介護に関する入門的研修事業 【市受託事業】

これまで介護に関わりのなかった方等に介護の基本を知ってもらう機会とし、介護業務の基本となる身体介護、生活援助等の支援業務に必要な基礎課程を学んでいただき、介護業界で働く際の不安を払拭できるように、介護未経験者の就業を促進することを目的としています。(4日間・21時間)

【事業計画】

(1) ニーズに応じた介護計画の作成

- ・各居宅介護支援事業所の介護支援専門員との連携のもと、利用者及び家族のニーズに対応した介護計画を作成する。
- ・個々に応じた自立支援を目指し、在宅生活が継続できるよう質のよいサービスを提供する。

(2) 地域への貢献

- ・地域高齢者及び認知症家族との交流や、介護職としての知識及び技術の提供により、地域に貢献する。
- ・地域のボランティアを積極的に導入するなど、社会資源の掘り起こしと活用で、地域福祉に貢献する。

(3) 人材の育成

- ・職員の勉強会・研修会等を設定し、積極的に参加し知識及び技術の習得に努める。
- ・資格取得に努め、職務に対するプロ意識を高めることで質の向上を図る。

(4) 避難訓練、満足度調査・嗜好調査の実施

- ・年2回の避難訓練の実施、また利用者の満足度・嗜好調査を行ない、意見・要望・苦情等を収集、並びに事業所評価を実施し、よりよいサービス提供につなげる。